

(別添 1)

事業評価の結果（共通項目）

福祉サービス種別：保育所
事業所名（施設名）：長野市芋井保育園

第三者評価の判断基準

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 「b」評価・・・aに至らない状況=多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
I 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b)	■	1 理念、基本方針が文書（事業計画等の法人（保育所）内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	○保育理念・基本方針は、児童福祉法にもとづき、保育所の目的や存在意義、使命・役割が明文化され、子どもの最善の利益を考慮した取組が示されている。また、基本方針においても保護者への基本姿勢、地域の子育て支援の拠点、養護と教育の一体的に行う等保育所の機能を具体的に示している。 ○理念・基本方針の職員への周知は施設内の掲示、年度初めに職員に配布し周知に努めている。また、保護者への理解は、入園式の際に重要事項説明書とともに印刷し配布する等により行っている。 ○今後、福祉サービスを提供する保育所の理念において、児童福祉法のさらなる理解と子どもの人権尊重・個人の尊厳に関わる姿勢を明確にすることが望ましい。
					■	2 理念は、法人（保育所）が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人（保育所）の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
					■	3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
					■	4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
					■	5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	
					■	6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
					■	7 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント		
I	2 経営状況の把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a)	■	8 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○芋井保育所の位置する場所は、自然豊かな山間部にあり、時代とともに人口の減少や高齢化の中で開設当初から定員も段階的に減少している。国の基準に沿った職員体制と園開放で得られた近隣地域の子どもの数値などを勘案しながら、当施設の経営状況などについては法人とともに分析を行い、効果的な運営に取り組んでいる。	
					■	9 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。		
					■	10 子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。		
					■	11 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。		
			② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a)	■	12 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。		○経営状況の分析により把握された経営課題は、施設長の目標管理制度に反映し、具体的な達成目標とし理事長ヒヤリングで協議している。 ○園バスの利用による利用率の増加への取組、さらに、園開放の回数を増やすなどによる地域の保護者・子どもたちの潜在利用者の把握、地域の保健師などと連携し、積極的に施設運営への取組をしている。
					■	13 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。		
					■	14 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。		
					■	15 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
I	3 事業計画の策定	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a)	■	16 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	○中・長期計画は、法人として中・長期総合計画として策定し、5年ごとに見直しを行っている。中・長期計画には、地域の課題や特徴を活かした施設運営により、地域の子どもや家族を支え、地域文化を支える保育所としての方向性を示している。
					■	17 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
	■	18 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。					
	■	19 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。					
			② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a)	■	20 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	○単年度の事業計画は、法人が運営する4園の保育所と合同で、事業計画が立てられ、運営重点事項、保育内容・地域連携、災害対策など具体的な取組内容として計画がある。
				■	21 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。		
					■	22 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	
					■	23 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
I	3	(2) 事業計画が適切に策定されている。	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが行われ、職員が理解している。	b)	■	24 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	○事業計画の実施状況は、理事長ヒヤリングや法人として決めた時期に評価を見直し、策定を行っている。計画、見直しは法人が運営する保育所4園が合同で評価・計画を策定している。 ○事業計画、実施や見直しについては、保育内容の振り返りから、次年度予算の提出や日頃の職員の意見などを反映し、4園にて事業計画の策定が行われている。 ○事業計画は、4園での事業計画のから当該施設としての具体的な事業計画として職員に示され、わかりやすい資料をもとに職員理解に努めている。 ○行事計画などは行事ごとにアンケートにより評価し、次年度の取組に繋がっている。しかし、今後、職員の参画や意見の集約・反映のための仕組みとして、手順の明確化などにより、事業計画の評価見直しが組織的に行う体制が望まれる。
					■	25 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	
					■	26 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	
					■	27 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	
					■	28 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）がされており、理解を促すための取組を行っている。	
			② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b)	■	29 事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。	○主な事業計画、保育所の保育内容などは、重要事項説明書に記載し、保護者に伝えている。また、行事計画など事前に説明する等により参加を促すよう努めている。しかし、保育所での設備改善や保育所としての質の向上への取組なども含めた子どもたちに関わる主な内容を保護者に周知し、理解を促すさらなる工夫が望まれる。
				■	30 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。		
				■	31 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。		
				■	32 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント		
I	4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b)	■	33 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。	○第三者評価受審は今回初めて行われた。保育の質の向上に向け、外部研修で習得した子どもへの関わりを全職員で検証し、すべての職員が共有し関わりをしていくことで保育士の質の向上に繋がる等、組織としての取組の様子が見られる。しかし、今後は、自己評価により施設としての課題を明らかにし、PDCAサイクルにもとづく質の向上に向けたさらなる取組に期待する。	
					■	34 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。		
					■	35 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。		
					■	36 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。		
				b)	■	37 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。		○担任の提案から、子どもの体の動かし方の不十分さへの対策を研修参加により学び、研修後、リズム運動を職員間で検討し実施に繋がった。子どもの体の動かし方に効果が出る等課題を明確にし、職員とともに改善に向けた取組も行っている。 ○第三者評価の結果により、今後施設として課題を明らかにし、改善計画にもとづいた取組が行えることに期待したい。
						38 職員間で課題の共有化が図られている。		
						39 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。		
						40 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。		
				■	41 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。			

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント		
Ⅱ 組織の運営管理	1 管理者の責任とリーダーシップ	(1) 管理者の責任が明確にされている。	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a)	■	42 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	○施設長は園だよりにより、施設長の役割責任を表明する等行っている。また、職務分掌表により役割が文章化され会議や研修でも周知されている。さらに、有事における施設長の役割と責任については、不在時の権限委任が明文化されている。	
					■	43 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。		
					■	44 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。		
					■	45 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。		
			② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a)	■	46 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	○法人の研修や施設長研修会などで法令遵守については、研修会があり、法の理解や法の改正の理解などに努めている。また、働き方改革等の研修により勤務時間、有給などの取得への取組も積極的に行えるように職員体制に努める等している。 ○職員への法令遵守については、施設内研修で計画し、職員が理解する取組が継続的に行われている。	
					■	47 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。		
					■	48 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。		
					■	49 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。		
			(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b)	■	50 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	○保育の質の向上に対し、技術面での指導は主任保育士が行っている。子ども一人ひとりに意識をもって継続的に関わり、子どもの成長が見られる。異年齢の指導では年齢に合った指導に心がける等、具体的に子どもの成長に反映できるように指導を行っている。 ○個々の職員の指導による継続的な努力により取り組んでいる実践を施設長は、組織的に取り組む体制づくりに努めている。職員の意見を聞き、教育・研修の充実を図り具体的な取組に繋げている。今後、さらに、理念・基本方針を具体化する観点から保育の質の課題を明らかにし、改善に向けた組織的な取組に期待したい。
						■	51 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	
	■	52 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。						
	■	53 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。						
	■	54 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	1	(2)	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a)	<p>■ 55 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。</p> <p>■ 56 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。</p> <p>■ 57 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。</p> <p>■ 58 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</p>	○法人として財務分析を行っている。施設長会で研修会を行い、施設長は施設経営について分析し、意見を述べる等業務実行や業務改善への取組をしている。
	2 福祉人材の確保・育成	(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a)	<p>■ 59 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。</p> <p>■ 60 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。</p> <p>■ 61 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。</p> <p>■ 62 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。</p>	○必要な福祉人材や人員体制に関する基本方針は、法人として示している。また、法人の運営する4保育所での連携を図り、施設長会議の中で施設運営の方針、事業計画を策定している。保育所訪問事業での利用により障がい児保育の充実を図る等活用を行っている。 ○保育所の定員数は、子どもの数の減少により減ってきているが、休憩職員、常勤職員の配置、また、主任保育士は担当を持たず、職員の支援・指導者として活用する等の保育所理念・方針への取組のための人材配置が行われている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント		
II	2	(1)	② 総合的な人事管理が行われている。	b)	<input type="checkbox"/>	63 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	○「期待する職員像」は、保育所の倫理綱領を反映した職員の行動規範に示されているが、職員間での統一した職員像を今後、明確にし職員の育成、活用、処遇、評価など総合的に実施されることが望まれる。 ○法人として自己申告カードにより、職員は本人の意向・意見を施設長がヒアリングを行い法人に伝えている。法人として研修体系が確立しており自らの将来を描き総合的な仕組みづくりができています。今後、すべての職員が将来を描けるような取組が望まれる。	
					<input checked="" type="checkbox"/>	64 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。		
					<input checked="" type="checkbox"/>	65 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。		
					<input checked="" type="checkbox"/>	66 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。		
					<input checked="" type="checkbox"/>	67 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。		
					<input checked="" type="checkbox"/>	68 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。		
			(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a)	<input checked="" type="checkbox"/>	69 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	○職員の心身の健康については、法人に職員安全衛生事業計画があり、「心の健康づくり」計画にもとづき、ストレスチェックへの取組がある。専任カウンセラーと直接相談する仕組みがある。 ○家庭の事情により、子どもがいる職員は育児短縮勤務や代替え保育士の対応もある為有給休暇や代休なども取れる体制がある。法人としても働き改革として、年次有給休暇などの取得を奨励している。
						<input checked="" type="checkbox"/>	70 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	
						<input checked="" type="checkbox"/>	71 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	
						<input checked="" type="checkbox"/>	72 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。	
						<input checked="" type="checkbox"/>	73 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	
						<input checked="" type="checkbox"/>	74 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	
						<input checked="" type="checkbox"/>	75 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	
<input checked="" type="checkbox"/>	76 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。							

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント		
II	2	(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b)	<input type="checkbox"/>	77 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	○「期待する職員像」が明確に統一されていない。目標管理制度が今年度から一般職にも採用されている。保育所の理念・基本方針にもとづく施設目標が設定され、職員は一人ひとりの目標を設定し、保育への取組に努めている。職員像を明らかに示し、中間面接での進捗状況はまだ行われていないため、今後の取組・評価に期待したい。	
					<input checked="" type="checkbox"/>	78 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。		
					<input checked="" type="checkbox"/>	79 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。		
					<input checked="" type="checkbox"/>	80 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。		
					<input checked="" type="checkbox"/>	81 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。		
			② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b)	<input type="checkbox"/>	82 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。		○「期待する職員像」の明確が望まれる。法人が運営する4保育所で保育内容充実のための各種研修方向が示されている。その充実に向け、職員育成の方針が示され、現状課題から研修テーマを決定し、研修計画内容に反映している。今後、さらに、求められる職員の在り方を具体的な知識・技術水準や専門資格の取得といった視点から明確にした職員の教育・研修に関する保育所の基本姿勢を計画として策定し、教育・研修が適切に実施されることが望まれる。
					<input checked="" type="checkbox"/>	83 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。		
					<input checked="" type="checkbox"/>	84 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。		
					<input checked="" type="checkbox"/>	85 定期的に計画の評価と見直しを行っている。		
					<input checked="" type="checkbox"/>	86 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
Ⅱ	2	(3)	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b)	■	87 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	○職員一人ひとりの研修計画は、目標管理制度により策定され、研修参加に臨んでいる。また、職員の習熟度を確認しながら、必要とする技術を習得するように主任が中心になって指導教育にあたっている。また、支援の困難ケースに対しても法人の訪問支援事業と連携し職員間で学び合う体制づくりがある。○今後、職員別研修履歴などにより、研修の評価・分析など効果的な取組にも期待したい。
					■	88 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	
					■	89 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	
					■	90 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	
					■	91 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	
		(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b)	■	92 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	○保育実習生受け入れマニュアルが作成されている。受け入れマニュアルには福祉の人材育成は社会的責務であることを明示し、保育所としての姿勢が示されている。しかし、受け入れに関するマニュアルの中に子ども・保護者への事前説明や職員への事前説明の項目が記載されておらず今後マニュアルのさらなる整備が望まれる。○現在、実習生の希望もなく、指導者研修を受けた職員はいない。今後も取組が望まれる。
					■	93 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	
					■	94 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	
					□	95 指導者に対する研修を実施している。	
					■	96 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント		
II	3 運 営 の 透 明 性 の 確 保	(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b)	■	97 ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	○運営の透明性はホームページで公開している。第三者評価の受審結果もホームページで公表予定である。今後、地域に向けた理念・基本方針や活動は、今年度作成したパンフレットをもとに、さらなる発信の機会として取り組んでいくことが望まれる。	
				■	98 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。			
				■	99 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。			
				■	100 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。			
				□	101 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。			
			② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a)	■	102 保育所における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。		○保育所の経営・運営は法人として定期的に内部監査を行い、公認会計士による外部監査を行い経営改善に活用している。
				■	103 保育所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。			
				■	104 保育所における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。			
				■	105 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。			
				■	106 外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。			
		■		107 外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。				

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント				
Ⅱ	4 地域との交流、地域貢献	(1) 地域との関係が適切に確保されている。	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b)	■	108 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	○地域との関わりは、保育所の全体的計画や基本方針に示されている。保育園児は園バス利用の子どもが多いため保健だよりなど地域の情報はすべて配布し、保護者に伝えている。また、保育所の子どもとの地域交流は法人の運営する他事業所との交流や地域の高齢者の集まるお茶のみサロンなどにも参加する等の取組をしている。 ○子どもが地域の社会体験を積む良い機会、保育所が地域における社会資源の役割を果たすためにも地域への参加は大きな意味を持つ。さらに、施設を知ってもらう良い機会でもあり、今後の地域交流への働きかけに期待したい。			
					■	109 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。				
					■	110 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。				
					□	111 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。				
					■	112 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。				
					② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b)		□	113 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	○ボランティアは、現在受け入れや希望者もない。そのため、ボランティア受け入れマニュアルや学校教育への協力に関する方針は策定されていない。しかし、ボランティア受け入れは、地域社会と保育所をつなぐ柱として位置づけ、地域の実情を踏まえたボランティア受け入れ等、さらなる取組に期待したい。 ○近隣小学校との連携はあり、災害避難などへの協力や小学校の先生などが来園する等、学校教育への協力はある。
								□	114 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。	
								□	115 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	
		□	116 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。							
						■	117 学校教育への協力を行っている。			

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
II	4	(2) 関係機関との連携が確保されている。	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a)	■	118 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	○関係機関、団体についてエコマップを作成し、事務室に掲示している。また、年度初めの職員会でも確認し、職員全体で情報の共有化に努めている。 ○子どもの状況に応じて、支所や市の担当課、担当者等と連携する体制が構築されている。必要に応じて、ネットワークの活用や地域の専門機関、専門家の助言を受けている。
				■	119 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。		
				■	120 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。		
				■	121 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。		
				■	122 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。		
				■	123 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。		
				b)	■	124 保育所のスペースを活用して地域の保護者や子ども等との交流を意図した取組を行っている。	
	□	125 保育所の専門性や特性を活かし、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。					
	■	126 保育所の専門性や特性を活かした相談支援事業、子育て支援サークルへの支援等、地域ニーズに応じ地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。					
	□	127 災害時の地域における役割等について確認がなされている。					
	■	128 多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。					
	(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	b)	■	124 保育所のスペースを活用して地域の保護者や子ども等との交流を意図した取組を行っている。		
				□	125 保育所の専門性や特性を活かし、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。		
				■	126 保育所の専門性や特性を活かした相談支援事業、子育て支援サークルへの支援等、地域ニーズに応じ地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。		
□				127 災害時の地域における役割等について確認がなされている。			
■				128 多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。			

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅱ	4	(3)	② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b)	<input type="checkbox"/> 129 保育所の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。 <input type="checkbox"/> 130 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 <input checked="" type="checkbox"/> 131 地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。 <input type="checkbox"/> 132 関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 <input type="checkbox"/> 133 把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。 <input type="checkbox"/> 134 把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	<p>○園開放に来所している保護者に対しての相談を実施している。</p> <p>○地域の関係機関・団体とも連携し、具体的な福祉ニーズを把握し、地域貢献に関わる保育所独自の事業、活動の実施が期待される。</p>
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス	(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b)	<input checked="" type="checkbox"/> 135 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 136 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 137 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 138 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 139 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 140 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 141 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。 <input checked="" type="checkbox"/> 142 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。	<p>○法人理念等に利用者尊重、また、保育理念として「児童福祉法に基づき、保育に欠ける子どもを保育することを目的とする」とうたっている。年度初めの職員会では、保育課程（全体的な計画）を確認し、周知に取り組んでいる。さらに、保育指針の見直し、学習会にも取り組んでいる。</p> <p>○人権に関するマニュアルを策定し、園内研修を実施している。また、子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、子ども同士のトラブル時にはお互いの想いに配慮して、その都度、保護者への説明に取り組んでいる。</p> <p>○児童福祉法の改定に関して、組織内で共通の理解を持つためにも、勉強会等を持ち、再確認する取組が期待される。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(1)	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	b)	<input checked="" type="checkbox"/> 143 子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。 <input checked="" type="checkbox"/> 144 子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。 <input checked="" type="checkbox"/> 145 子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 146 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 147 子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。 <input checked="" type="checkbox"/> 148 規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 149 不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。	○子どもの権利擁護に関しては定款にも記載し、プライバシー保護マニュアルが策定されている。プール実施時は、周囲をシートで覆い、また、着替え場所にも簡単な囲いを用意して配慮している。 ○子どもの虐待防止等権利擁護については、人権に関するマニュアル等が策定され、施設内研修が実施されている。不適切な事案発生時の対応方法等は就業規則に明示され、職員会にて周知されている。保護者に対しては、入園式後の保護者会で説明している。 ○子どものプライバシーを守れるように、施設、設備の構造の限界等を加味した保育所の特性に応じた留意点に関する規程・マニュアル等の策定が望まれる。
		(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b)	<input type="checkbox"/> 150 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。 <input checked="" type="checkbox"/> 151 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。 <input checked="" type="checkbox"/> 152 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 153 見学等の希望に対応している。 <input checked="" type="checkbox"/> 154 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	○見学希望者に対しては、保育のしおりを活用して、個別に丁寧な説明に努めている。 ○今年度、カラー刷りの工夫されたパンフレットを新規に作成しており、利用希望者への配布など今後の活用が期待されている。 ○パンフレットは、公民館など多くの方が入手できる場所に置くことも望まれる。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント		
Ⅲ	1	(2)	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b)	■	155	保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。	○重要事項説明書を作成し、それに沿って個別に丁寧な説明に努めている。この重要事項説明書は、子ども子育て支援法にもとづき、施設の選択に資する重要な事項が記載され、重要な箇所は太字体にするなど工夫されている。また、持ち物等に関して年齢ごとに図入りで「保育のしおり」を作成し、保護者に配布している。 ○特に配慮が必要な保護者に対する説明のルール化が期待される。
					■	156	保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。	
					■	157	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	
					■	158	保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	
					□	159	特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	
					■	160	保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	
		■	161	保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。				
		□	162	保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。				
		(3) 利用者満足の向上に努めている。	① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a)	■	163	日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。	○利用者満足に関するアンケート調査が年1回実施され、年度末の保護者会で内容が報告されている。職員会では、調査結果が報告されて検討、改善に努めている。昨年は、感染症に関するお知らせが施設内に掲示だったが、保護者の要望によりお便りで配布されるように改善されている。 ○主な行事についての意見、要望は連絡ノートを通じて保護者から出してもらい、職員会で検討されている。
					■	164	保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。	
					■	165	保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。	
					■	166	職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。	
					■	167	利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。	
					■	168	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント		
Ⅲ	1	(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b)	<input checked="" type="checkbox"/> 169	苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。	○法人として、苦情解決の体制が整備され、法人のホームページに内容、件数が公開されている。 ○苦情受付ボックスの活用が期待される。 ○昨年度の苦情件数は0件であり、苦情解決の仕組みを機能させるために、保護者が集まる機会に第三者委員の紹介、苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物の掲示や資料の配布など保護者から申し出しやすい工夫が望まれる。	
					<input type="checkbox"/> 170	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。		
					<input type="checkbox"/> 171	苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。		
					<input checked="" type="checkbox"/> 172	苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。		
					<input checked="" type="checkbox"/> 173	苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。		
					<input checked="" type="checkbox"/> 174	苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。		
					<input checked="" type="checkbox"/> 175	苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。		
			② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b)	<input type="checkbox"/> 176	保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。		○相談場所として、事務室、空き教室等が活用されている。 ○重要事項説明書の苦情、要望の受付先として複数の方法、相手を自由に選べることの明示も期待される。また、重要事項説明書やわかりやすく説明した文書の掲示も期待される。
					<input type="checkbox"/> 177	保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。		
					<input checked="" type="checkbox"/> 178	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
Ⅲ	1	(4)	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b)	■	179 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	○相談、対応のマニュアル、記録用紙が整備され、記録等もまとめられている。 ○3歳以上の子どもは送迎バス利用が多く、保護者とのやりとりは連絡ノートが中心であり、意見、要望も寄せられている。未満児への対応は、送迎時に担当が対応するように工夫している。 ○苦情受付ボックス（意見箱）は用意されているが、保護者等への周知、投函しやすい工夫が期待される。
					□	180 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
					■	181 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
					■	182 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	
					■	183 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
					■	184 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
	(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b)	■	185 リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネージャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	○リスクマネジメント体制が法人として委員会等が整備されており、研修なども法人として実施されている。リスクマネージャーは主任となっている。事故発生時の対応、手順等が事務室の見やすい場所に掲示されている。 ○施設内研修として、教室内の椅子や机の位置を安全の観点から見直し気づきを促すような取組もされている。職員会でも、行事の後には反省が実施され、改善策などが記録としてまとめられている。 ○ヒヤリハット報告の様式とファイルが用意されているが、ヒヤリハット報告や事故報告書の事例から要因分析、改善策、再発防止策の検討、実施など記録し、書面化の取組が望まれる。	
				■	186 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。		
				■	187 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。		
				■	188 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。		
				■	189 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。		
				■	190 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
Ⅲ	1	(5)	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b)	■	191 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	○健康管理保健計画を年間計画として策定し、感染症に関する事項を含めて実施している。 ○「家庭連絡」として、感染症に関する注意事項を月ごとに計画して、お便りで知らせている。必要時は、お便り等の文書で保護者に注意喚起や情報をお知らせしている。また、感染症について一覧表を保護者に配布し、登園の目安等の情報提供を実施している。 ○感染症発生時の対応マニュアル等の作成と職員への周知、さらに感染症予防の視点から、保育環境マニュアルの見直しが望まれる。
					■	192 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	
					■	193 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	
					■	194 感染症の予防策が適切に講じられている。	
					■	195 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。	
					■	196 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	
					■	197 保護者への情報提供が適切になされている。	
		③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b)	■	198 災害時の対応体制が決められている。	○県が作成した写真印刷の災害マップを玄関横に掲示しており、地域の立地条件等を保護者や地域の方へ周知し、災害時への備えとしている。 ○消防署の協力を得て、昨年は煙体験、今年は映像による教室など年1回の防災訓練は内容を工夫して実施している。毎月の避難訓練は、火災、地震、土砂災害、不審者対応など想定して取り組んでいる。備蓄は、施設長を管理者としており、水が玄関に置かれてすぐに持ち出せるようになど整備されている。 ○地域の自治体等と連携しての訓練の実施、また、小学校との連携や災害発生時の初動時の対応など定期的に訓練を実施し、対策の問題点の把握や見直しを行うことが期待される。	
				■	199 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。		
				■	200 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。		
				■	201 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。		
				■	202 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
Ⅲ	2 福祉サービスの質の確保	(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b)	■	203 標準的な実施方法が適切に文書化されている。	○標準的な実施方法が一つのファイルにまとめられて、事務室内に置かれている。 ○標準的な実施方法について、その都度、主任を中心に話し合いが持たれており、職員会で話し合いも実施され、職員会議の記録に記載されている。 ○今年度の第三者評価、自己評価実施に伴い、保護者向けの「保育園のしおり」や保育園紹介のパンフレットの改定に取り組んでいる。また、送迎バス、プライバシー保護、感染症のマニュアルなど不足している項目、文書化されていなかった事項に関して、文書化して計画的に取り組んでいくことが望まれる。
					■	204 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。	
					■	205 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	
					■	206 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	
					■	207 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。	
		② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b)	■	208 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。	○標準的な実施方法に関して、年度ごとの見直しを原則に取り組んでいる。また、法令改定や自治体担当課よりの通知や情報により、その都度、職員間で検討し、見直しや反映が実施されている。 ○保護者からの意見や提案も、職員会で検討し、内容に応じて実施方法やマニュアルの改定など改善策に反映している。 ○標準的な実施方法の検証・見直しにあたり、目次作成や改定年月日の記載が期待される。	
				■	209 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。		
				■	210 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。		
				■	211 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
Ⅲ	2	(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b)	■	212 指導計画策定の責任者を設置している。	○入園申込時、4月の年度初めに保護者から家庭での様子を記入していただき、また、個人懇談会、日常の連絡ノート等のやりとりからも保護者の意向を把握している。 ○3歳未満児と必要に応じて個別の指導計画を作成し、子どもや保護者の具体的なニーズを明示している。 ○地域支援会議に主任や担任が参加し、発達相談員の訪問を受けて子どもの様子を検討しており、場合に応じて支所の保健師、専門家等との連携や市の担当課と連携する体制が構築されている。 ○アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定するために、計画作成、実施、評価・見直しに至る手順を定める必要がある。また、個別とクラスの指導計画の双方の関連性、アセスメント結果を指導計画に反映させるための協議の実施、指導計画にもとづく保育の実施記録、保育の質の向上に結びつく活用などを含めた手順が期待される。
				■	213 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。		
				■	214 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。		
				■	215 保育課程にもとづき、指導計画が策定されている。		
				■	216 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。		
				□	217 計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。		
				■	218 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。		
				■	219 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。		
		② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b)	□	220 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	○指導計画については、全体的な計画にもとづき、期案、月案、週案、日案が策定され、評価、見直しは担任を中心に代替えの保育士との記録のやり取り、クラスごとの体制、主任、施設長の役割など分担が決められて、園全体で保育に取り組んでいる。 ○日案、週案においては記載方法を工夫し、保育の質の向上を図る視点から、常に振り返り、職員間でも時間を置かず検討する体制が構築されており、記録に努めている。 ○全体的な計画に基づく指導計画の見直しについて、口頭で引継ぎがなされ、毎年簡単な手順書で実施されてきており、手順等組織的な仕組みの構築が期待される。また、職員への周知方法、緊急に変更する場合の手順も含めた手順の策定が望まれる。	
			□	221 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。			
			□	222 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。			
			□	223 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。			
			■	224 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。			

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント		
Ⅲ	2	(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b)	■	225	子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。	○子どもの記録はパソコンを活用して記入している。発達状況は定期的に記録し、グラフ等で確認している。記録は、主任や施設長が確認し、記録内容や書き方に差異が生じないように話し合い、工夫している。 ○子どもに関する情報共有は、日常的になされ、主任、施設長、調理担当者など子どもの様子に応じて検討している。しかし、会議以外でも職員同士で活発な意見交換があり、場合に応じて迅速に改善策を講じているが、記録様式や日誌の活用など適切な記録作成が望まれる。
					■	226	個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。	
					■	227	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	
					■	228	保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	
					■	229	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。	
		② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a)	■	230	個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	○法人として、個人情報に関する規程等が整備され、研修が実施されている。また、プライバシー保護マニュアル、情報開示マニュアルが策定され、職員に周知されている。 ○保護者に対しては、保護者会で説明し、4月または入所時に個人情報に関する同意書を提出していただいている。 ○個人情報の不適正な利用、漏えいに対して就業規則に明示され、職員会で職員に対して周知されている。また、個人情報掲載書類の持ち出し記録簿には施設長の印が必要であり、原則持ち出しはしないことにしている。記録は勤務時間内に行うように、勤務体制等配慮されている。	
				■	231	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。		
				■	232	記録管理の責任者が設置されている。		
				■	233	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。		
				■	234	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。		
■	235	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。						